

## 第23号議案

### 島根県情報公開条例の一部を改正する条例

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条」に、「第20条」を「第19条」に改める。

第3条中「県民の」を削る。

第5条の見出しを「（公開請求権）」に改め、同条中「次に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、同条各号を削る。

第6条第1項第2号を次のように改める。

(2) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地

第19条を削る。

第3章中第19条の2を第19条とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日前に到達したこの条例による改正前の島根県情報公開条例第19条の規定による公文書の公開の申出（以下「公開申出」という。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後に到達した公開申出については、改正後の島根県情報公開条例第6条第1項の規定によりなされた公文書の公開の請求とみなす。